

くさそてつ（ごみ）の出荷制限解除について （ 気 仙 沼 市 ）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年5月9日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた気仙沼市で産出された「くさそてつ（ごみ）」について、平成29年7月24日に、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

気仙沼市で産出された「くさそてつ（ごみ）」

2 解除後の検査計画及び出荷管理等

（1）解除後の検査計画

ア 県は気仙沼市と連携して、気仙沼市内の発生状況を確認し、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。

イ 宮城県の定期的検査

出荷期間中に気仙沼市内で週1回程度1検体の定期的検査を実施する。

（2）解除後の出荷管理

ア 採取・出荷者の管理

気仙沼市内でくさそてつ（ごみ）を採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、宮城県は気仙沼市と連携し、採取地、出荷先等を記録した採取・出荷者管理台帳を整備する。採取・出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳及び登録書を更新する。

イ 出荷・販売管理

くさそてつ（ごみ）の販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定し、販売は、登録された販売施設等に限って販売する。

採取・出荷物には販売単位毎に品目、採取地、採取者の住所・氏名を表示する。

宮城県と気仙沼市は、販売施設等に対し、くさそてつ（ごみ）の入荷の際は台帳登録者の出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、気仙沼市に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

気仙沼市は、販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、認証登録者（登録出荷先）以外での販売が行われないようにする。

<参考>

○ 県内の「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限の状況

栗原市

○ 県内の「くさそてつ（ごみ）」の出荷制限解除の状況

平成27年5月25日に解除された加美町及び平成29年5月23日に解除された大崎市に続き3例目